

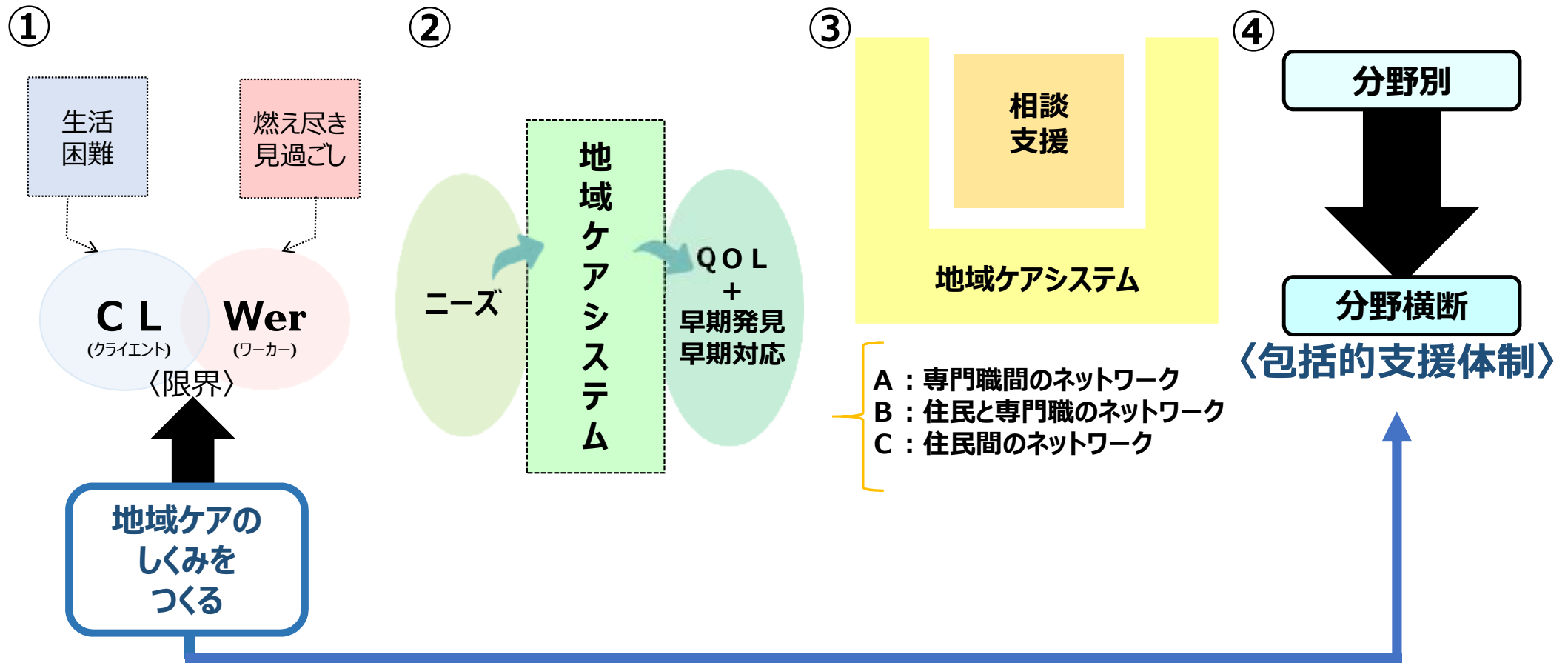
地域福祉と重層的支援体制整備事業の推進課題

関西学院大学 人間福祉学部 藤井博志

令和 5 年 3 月 29 日 (水)

大阪府地域福祉推進分科会令和 4 年度第 1 回地域福祉支援計画推進分科会

包括的支援体制（重層事業）の必要性



包括的支援体制の背景－社会・福祉改革の要請

①1980年代からの高齢社会・介護問題

→2025年問題から2040年問題に

②バブル経済崩壊後、1990年半（氷河期時代）からの貧困化と社会的格差

→8050問題に（今後、貧困な壮年期層、高齢者の増加）

③人口減少社会（2008）

→少子高齢化（担い手不足）、家族の縮小化と単身化（ニーズの増大）

- 3世代モデルの消滅と地域の希薄化、社会的排除と社会的孤立
- 「ニーズの増大・多様化」と 「総合的対応の増大」 ⇔ 「担い手不足」
- 地域福祉と地域共生社会
 - 協働（共同、協同）の時代：地域福祉からのローカルガバナンス（協働型ガバナンス）形成
 - 多世代共生・多文化共生社会の形成

行政・事業者・地域(市民)の協働

1. 行政改革→横断的連携と住民と協働できる職員養成と体制づくり
2. (福祉) 専門職改革 →横断的連携と住民と協働できるワーカー養成と体制づくり

2つの協働体制づくり・・・多機関協働（庁内連携＋民間福祉ネットワーク）

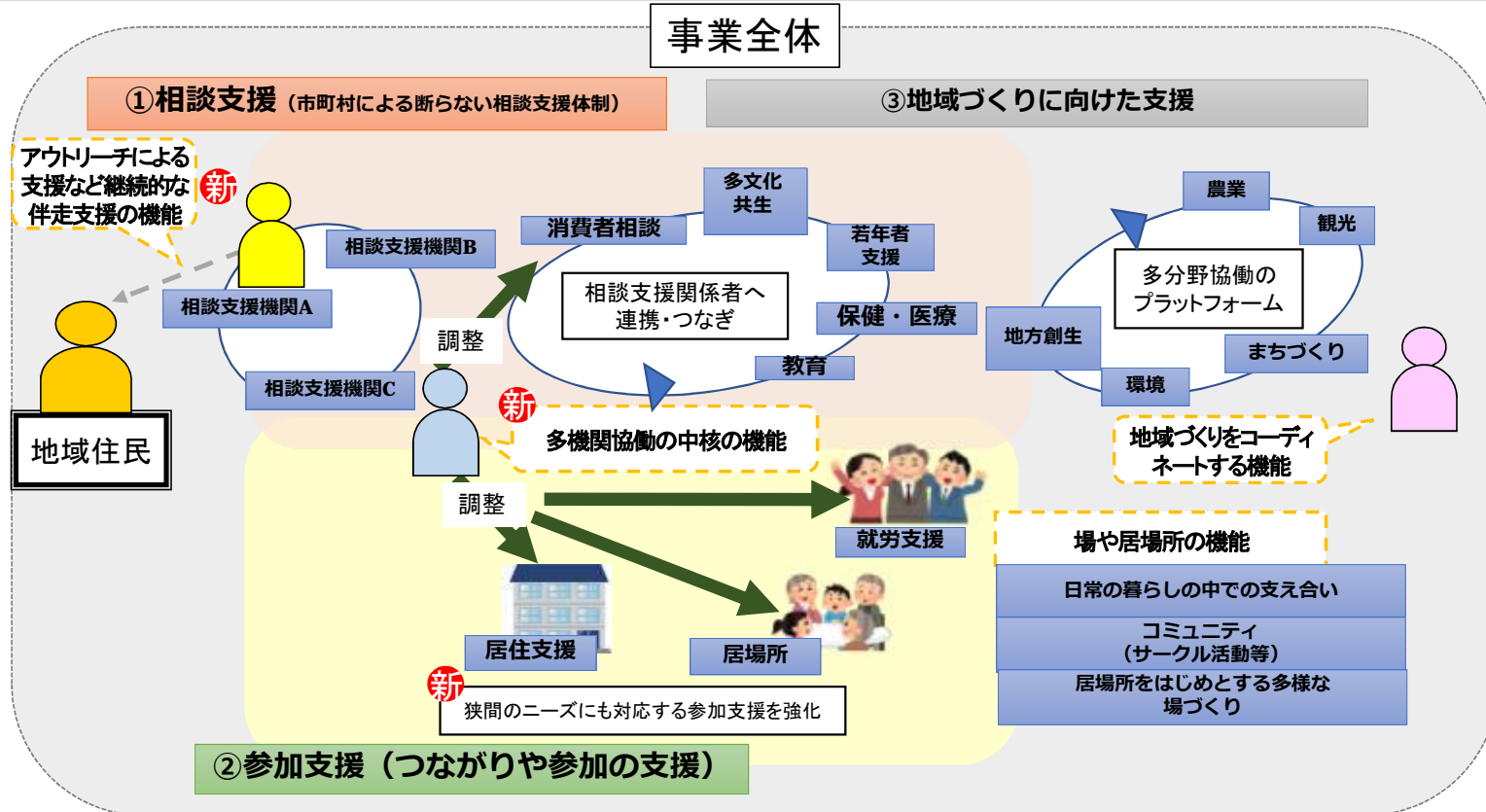
3. 企業改革 →企業市民／多様な人が勤められる雇用形態の構築
4. 地域改革（地域づくり）
 - 社会的孤立からのつながり直し、多世代共生と多文化共生
 - 地縁型とテーマ型／地域内経済循環：生活や地域をつくる仕事づくり／居場所と拠点／行政、専門職を引き入れるしくみづくり（行政、専門職の地域参加促進）

包括的支援体制（重層事業）のとらえ方の幅（見えない自治体間格差の増大）

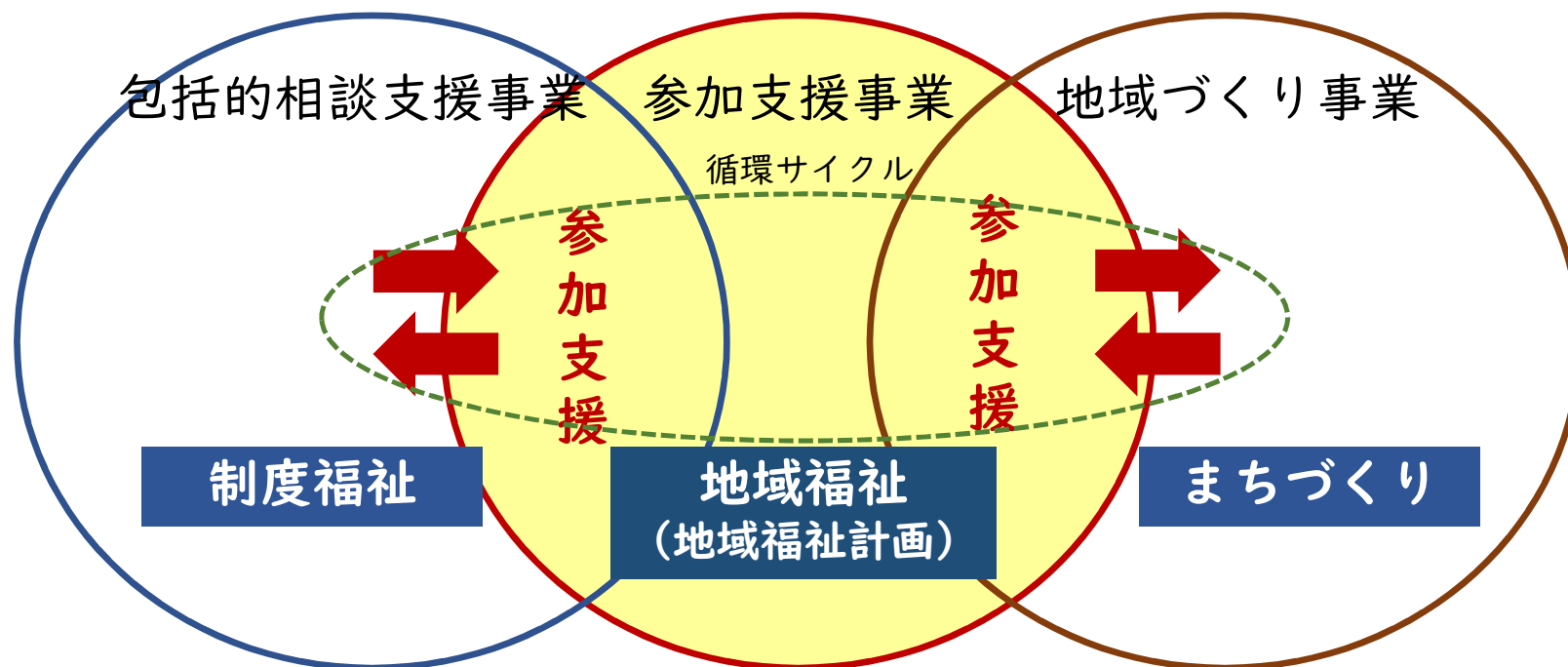
- ① 体制整備着手に無関心
- ② 「制度の狭間」対応のしくみをつくる
（担当課対応）
- ③ 社会構造変化に対応した福祉行政改革
（福祉行政部署改革）
- ④ 社会構造変化に対応した行政改革
（地域福祉からのローカルガバナンスの形成：地域
共生社会の推進）

重層事業について(イメージ)厚労省

- 新たな事業を行う市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で**断らない包括的な支援体制を整備**する方策を検討する。
- 市町村による相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、**地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎ**を行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など**継続的につなぎ続ける伴走の機能により、関係性を保つ**。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、**市町村全体でチームによる支援**を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、**地域づくりに向けた支援**を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、**参加することのできる環境を広げる**。



重層事業における相談支援、参加支援、地域づくりの一体化の理解



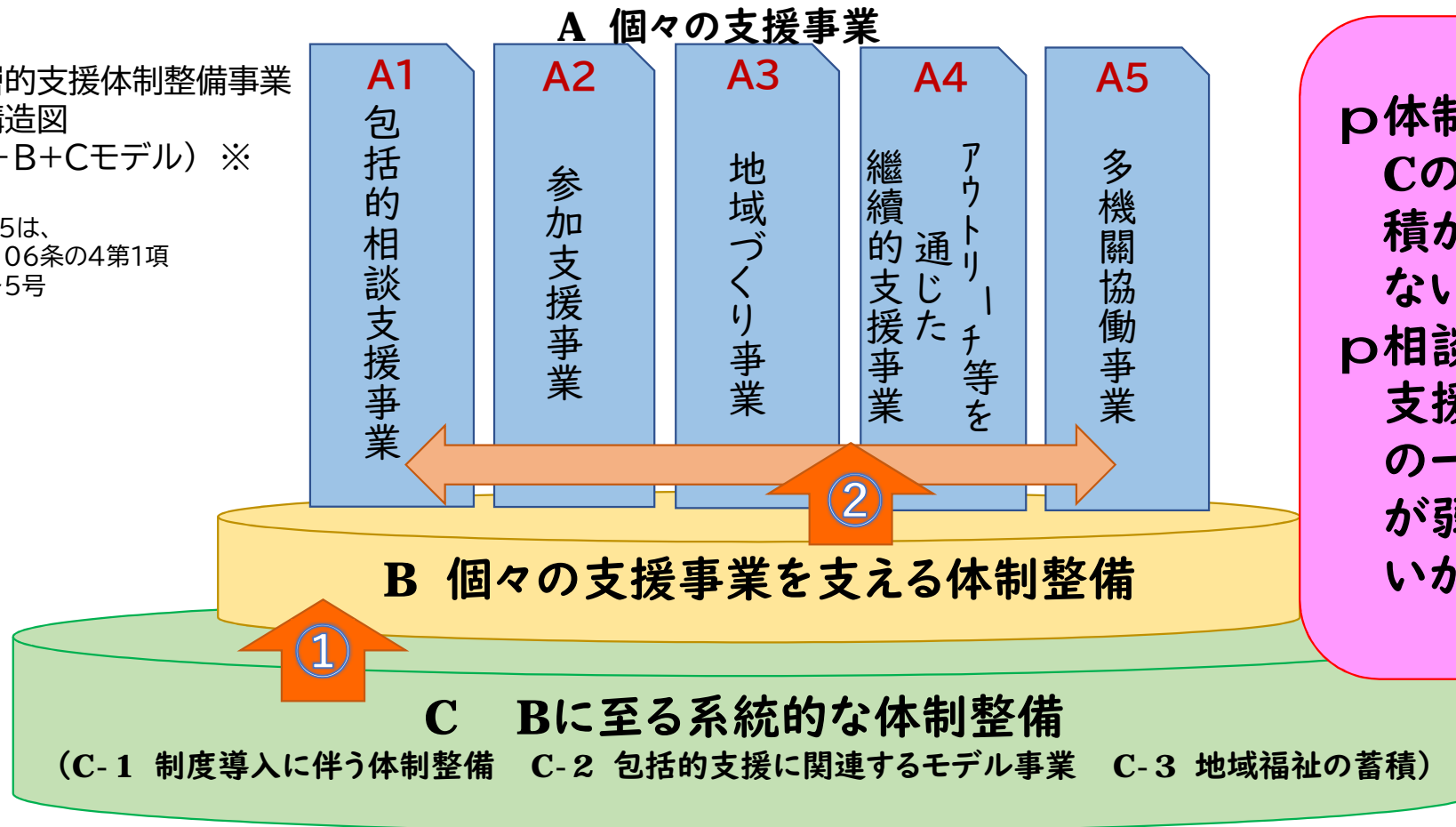
- ①制度福祉間の協働、②制度福祉と地域福祉との協働、③地域福祉と地域づくりとの協働

※出典：NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター，令和3年度社会福祉推進事業「重層的新体制整備事業による体制整備に向け市町村内の事業実施体制の評価指標の開発に関する調査・研究事業」の図を一部改変し、追記している。

各自治体における重層事業の課題（Bの体制を整備する）

重層的支援体制整備事業
の構造図
(A+B+Cモデル) ※

A1~5は、
法第106条の4第1項
1号~5号

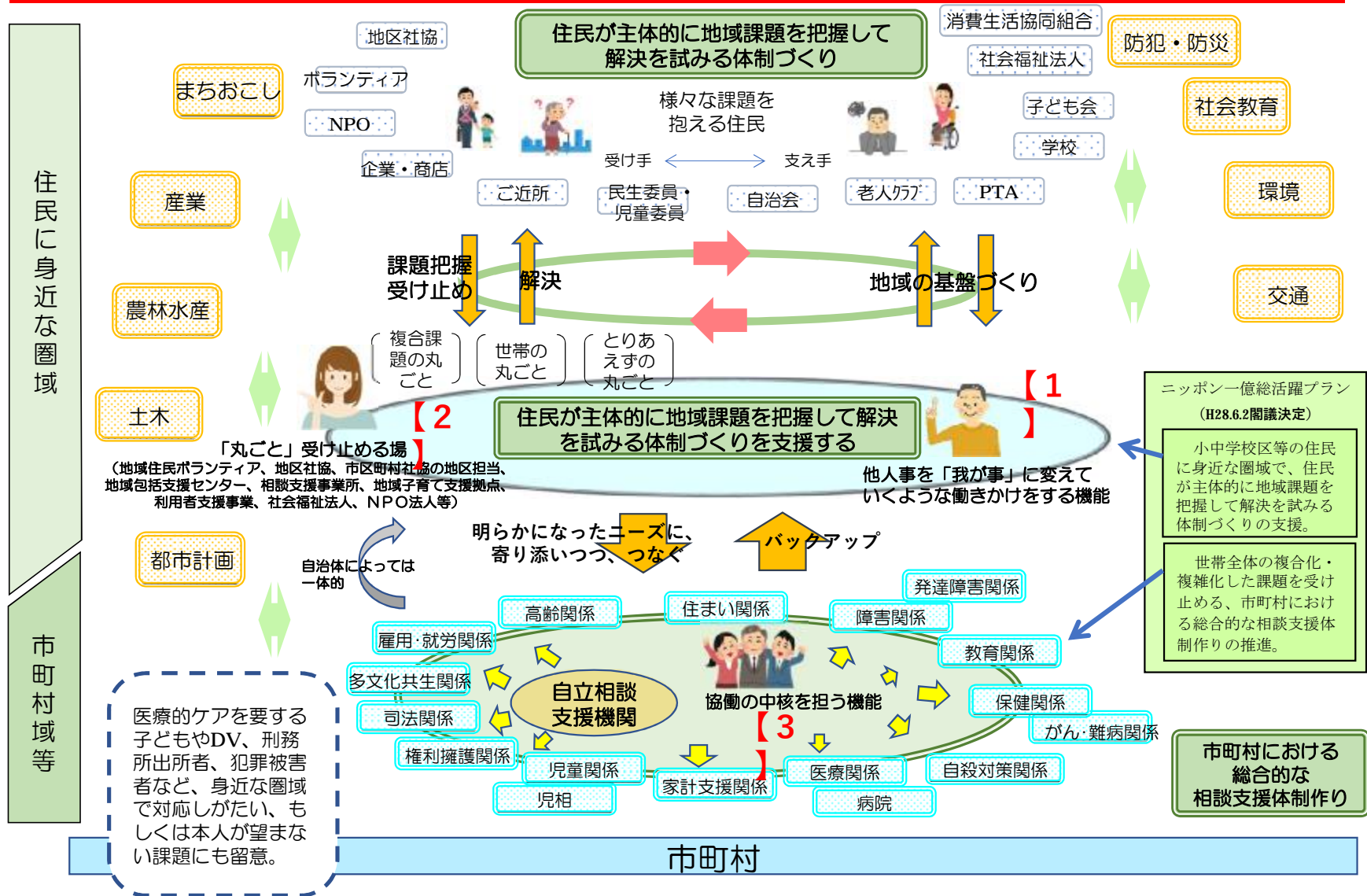


ⓐ体制整備の特に
Cの取り組み、蓄
積が弱いのでは
ないか。

ⓑ相談支援、参加
支援、地域づくり
の一体化の理解
が弱いのではな
いか。

※出典：NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター，令和3年度社会福祉推進事業「重層的新体制整備事業による体制整備
に向け市町村内の事業実施体制の評価指標の開発に関する調査・研究事業」

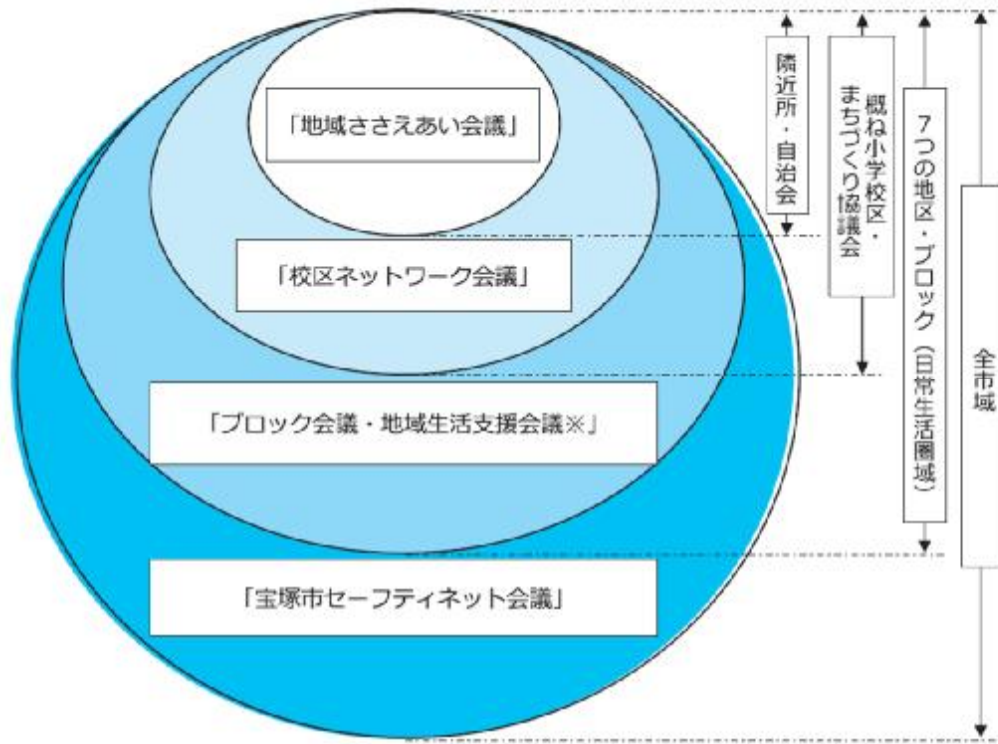
地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



3つのネットワーク形成と連結づくり

1. 専門機関間ネットワーク（多機関協働）
 - ①庁内ネットワーク（庁内連携会議）
 - ②民間福祉ネットワーク（相談＋ケア、社会福祉法人連絡会＋**NPO**：）
2. 住民と専門職のネットワーク（地域生活支援、社会参加支援）
3. 住民間のネットワーク（校区福祉委員会、当事者組織、市民活動）

宝塚市の地域福祉・包括的支援体制（第3次地域福祉計画）



単位	機能	主な参加者
地域ささえあい会議 (近隣、自治会単位)	個別の見守りと 災害時などの緊急支 援エリア	自治会、民生委員・児童 委員、サロン・ミニデイ などの活動者など
校区ネットワーク会議 (概ね小学校)	地域の協働による 支援のエリア	まちづくり協議会、自治 会、民生委員・児童委員、 老人クラブ
ブロック会議・ 地域生活支援会議 (7つの地区・ブロック 【日常生活圏域】)	情報連携や 情報受発信のエリア	まちづくり協議会、自治 会、民生委員・児童委員、 老人クラブ、社協地区セ ンター、相談支援事業所、 児童館など
宝塚市セーフティネット会議	セーフティネットと なるエリア	宝塚市、社会福祉協議会、 ボランティア・市民活動 団体、当事者団体など

セーフティネット会議

地域生活支援会議

校区ネットワーク会議

地域ささえあい会議

地域ささえあい会議のイメージ

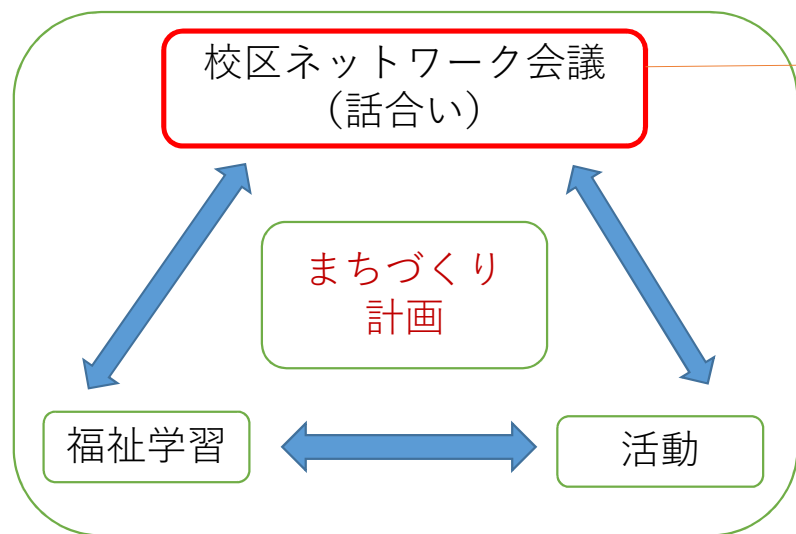


※地域によっては、社協・包括・居宅などが参加しているところもあり

概要

目的	・ 要支援者の早期発見 ・ 専門職との連携
主催	地域住民
エリア	・ 概ね自治会領域（サロン） ※小学校区よりも小エリア
頻度	特に定めなし
実績数	150件（令和4年9月末時点）
内容	・ 気になる方の情報共有 ・ 見守り・支えあいについて

小学校区エリアにおける
まちづくり



まちづくり協議会を基盤とした取り組み

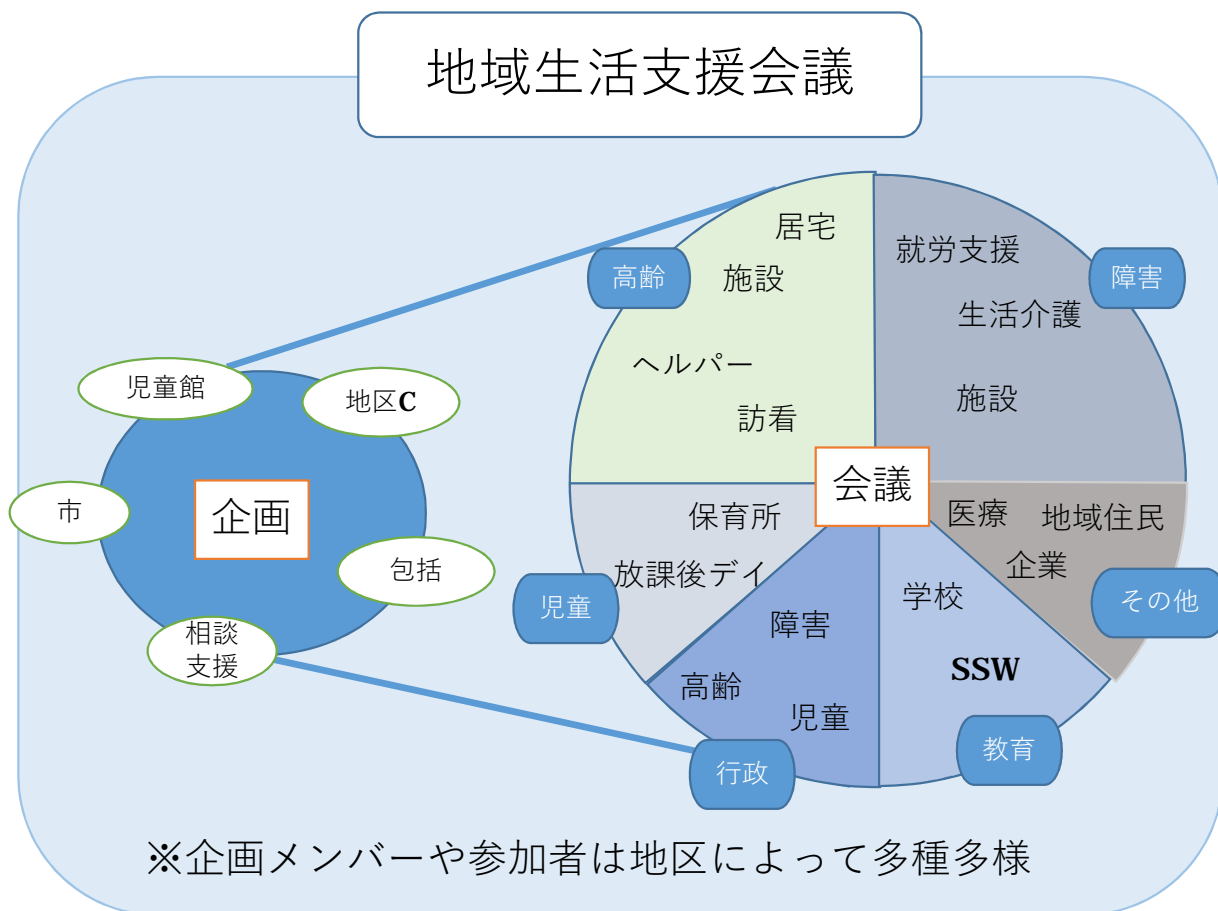
概要	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内のネットワークづくり ・ 福祉課題の共有・解決策の検討
エリア	まちづくり協議会 (概ね小学校区) 20か所で開催
頻度	年1～3回
参加者	まち協、自治会、民生児童委員 サロン、老人会、 PTA 、当事者 ボランティアグループなど 福祉専門職、行政 民間企業
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の福祉課題について ・ 認知症高齢の見守りについて ・ 障害についての学習会 ・ デジタル化について など

セーフティネット会議

地域生活支援会議

校区ネットワーク会議

地域ささえあい会議



概要	
目的	①総合相談体制づくり ②専門職と地域のつながりづくり
エリア	各1～7地区で開催
頻度	年2～6回
内容	<ul style="list-style-type: none"> 各機関の相互理解 地域の活動を知る 特定のテーマ（ヤングケアラー、子ども支援、世帯支援など）
参加者の声	「ここに相談して良いことがわかった」 「横のつながりができた」 「地域に興味を持った」

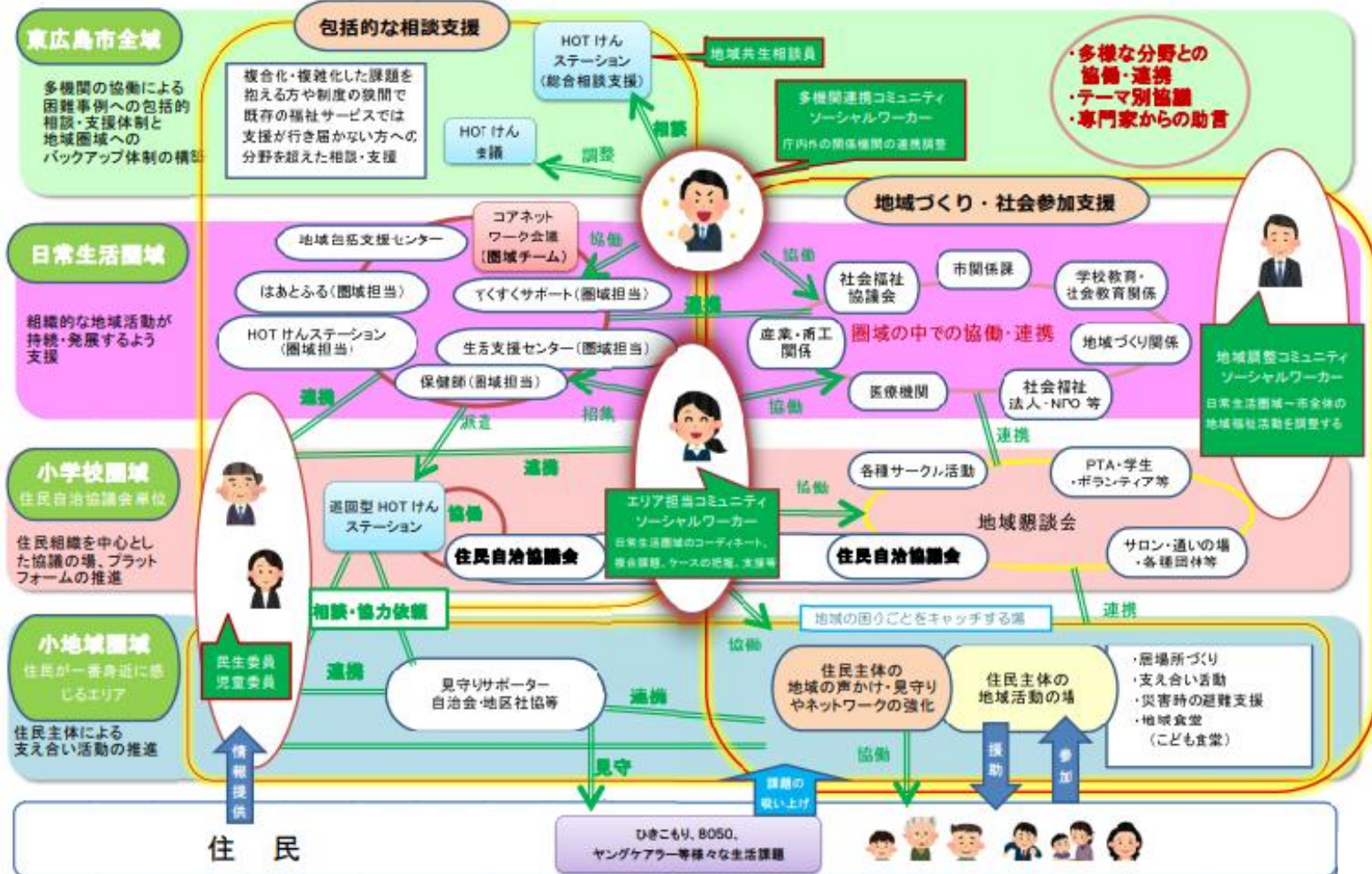
宝塚市地域福祉研修 6 年間の変遷：分野横断的連携と住民との協働

年度	参加人数	実施内容・改善点	得られた成果	課題点
H28	164人	<ul style="list-style-type: none"> ・講演形式 ・介護保険事業者協会研修会として実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業の概要理解 ・専門職ネットワークの必要性の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の視点がもてていない ・多様な分野の参加
H29	50人 高齢30名 障害14名 行政6名	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の理解の焦点化、グループワーク導入 ・幅広い対象へ参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を見る視点の学習 ・障害分野の関心の高さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者ニーズに合った研修とする ・終了後の具体的な動きの提案
H30	39名 高齢19名 障害12名 児童4名 社協4名	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会方式導入 ・地域住民による活動事例報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動のイメージの明確化 ・研修プログラムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性の意識 ・行政・児童分野の参加を促進する ・研修後のフォローアップ
R1	43名 高齢15名 障害10名 児童2名 行政8名 社協・その他13名	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の住民との交流プログラム導入 ・行政へ参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に地域を知る ・行政職員の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の偏り ・児童分野の参加 ・研修後の地区別のネットワークづくり
R2	66名 高齢21名 障害14名 児童13名 行政11名 社協7名	<ul style="list-style-type: none"> ・法人連絡協議会との共催 ・共生社会理解と横断的交流 ・住民との交流は地区ごとの分散開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なネットワーク ・児童分野の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置機関との連携（守秘義務等が連携の課題） ・住民と専門職の協働イメージをもつ
R3	80名 高齢28名 障害15名 児童18名 行政13名 社協6名	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修が法人連絡協議会の事業として位置づけ ・昨年度プログラム+まちづくり計画をテーマとした交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉各分野からの研修参加が定着化 ・住民と専門職の協働実践が生まれた 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・医療分野の参加促進 ・「地域づくり」についての理解促進



コアネットワーク会議（東広島市）

東広島市における包括的支援体制構築のイメージ（重層的支援体制整備事業）



包括的支援体制／重層的支援体制整備事業をすすめる考え方

- 1 コンセプト：A B Cモデル／プロセス評価（形成評価）／リノベーション／チーム点検
- 2 今までの自治体の積み上げの点検（Cの点検からBに活用できる事業の洗い出し）→分野ごとの包括化は進めてきた→課題は分野間の包括化
- 3 Bの体制整備を考える（福祉のリノベーション：近未来への再設計）
- 4 上記の点検の上での5事業の組み合わせと人の配置

【点検する主要施策】→あくまで自治体が積み上げてきたことの点検を行う

- ①地域福祉計画の成熟度（包括的支援体制の記載、重層計画を含む）
- ②地域包括ケアシステムと生活支援体制整備事業（多機関協働と地域づくり）
- ③生活困窮者自立支援事業（多機関協働と地域づくり）
- ④こども、障害者施策
- ⑤社協の地域福祉活動計画（地域づくり）

(参考)包括的支援体制整備を進めてゆくうえでの担当者の悩み

～H県内の関係機関(自治体, 社協等)職員から聞く声～

基本的理解に関するもの

- ・困難事例でも, 直ぐに関係機関が集まりそれなりに対応している。
- ・既に包括支援体制は整備されている。
- ・総合相談窓口を設置しなければ、という一面的な理解
- ・マンパワー、財源ともに弱く、現状維持。

イメージに関するもの

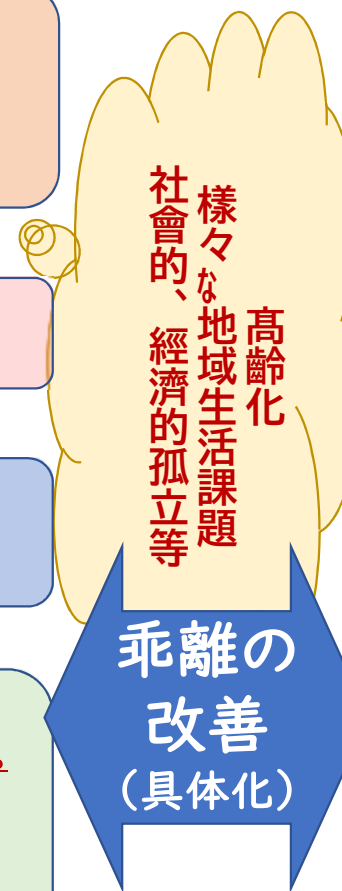
- ・関係機関で将来のまちのイメージが共有できていない。
- ・何が評価指標になるのか。

業務量に関するもの

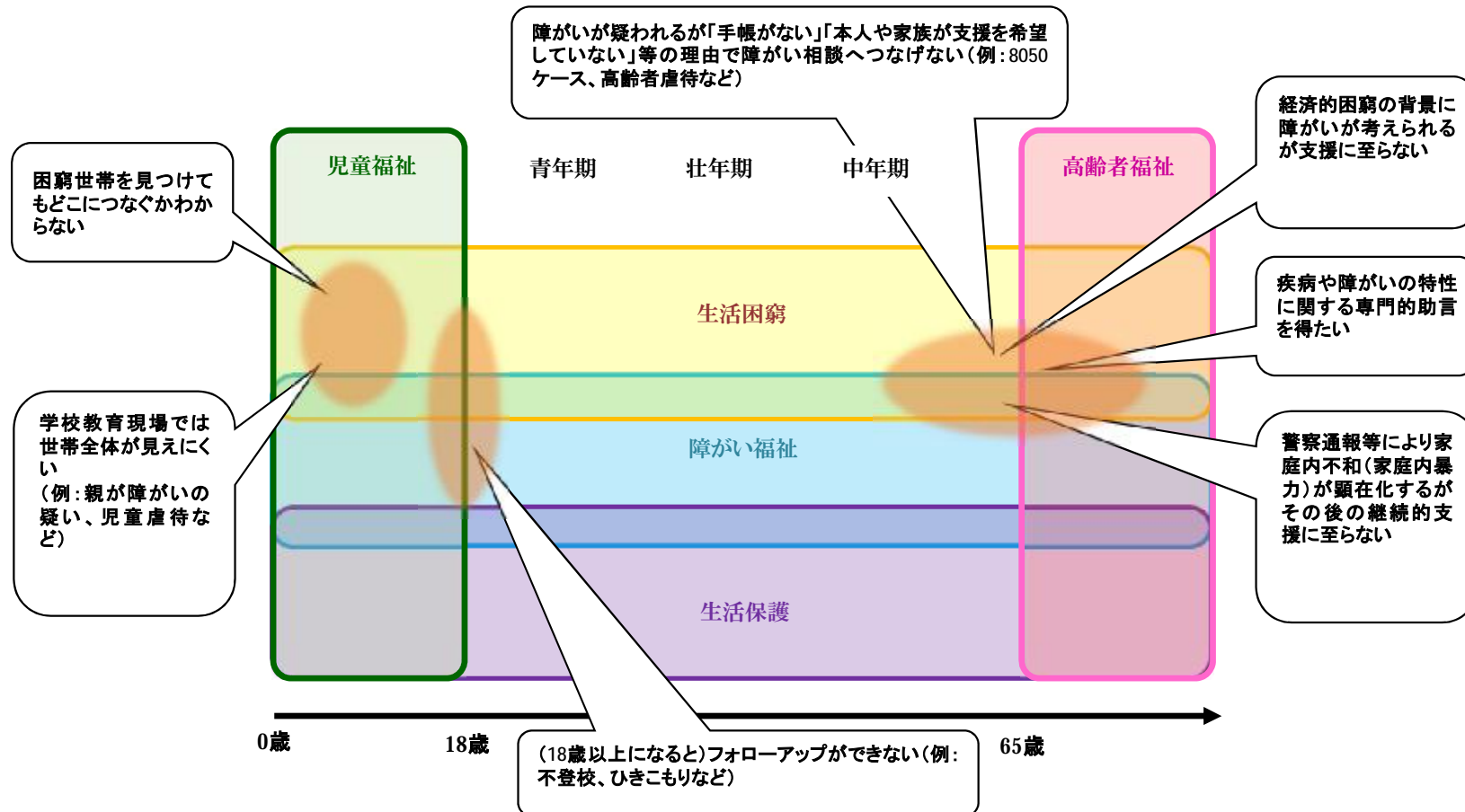
- ・また, 新しい仕事, 業務が増えた(会議ばかり増えていく)。
- ・我が組織に有益になる?(不安だ)。
- ・すぐに相談できず、一人抱え込んで取り組まなければならない。

具体的手順に関するもの

- ・何から始めればいいのか。
- ・まずは, 行政も社協も, 庁内連携か。庁内連携は温度差があり過ぎて。
- ・コミュニティー施策と連動できないか。他分野他領域の住民の会議も同じメンバー。効率的に、効果的に取り組みたい地域住民の声は多くある。



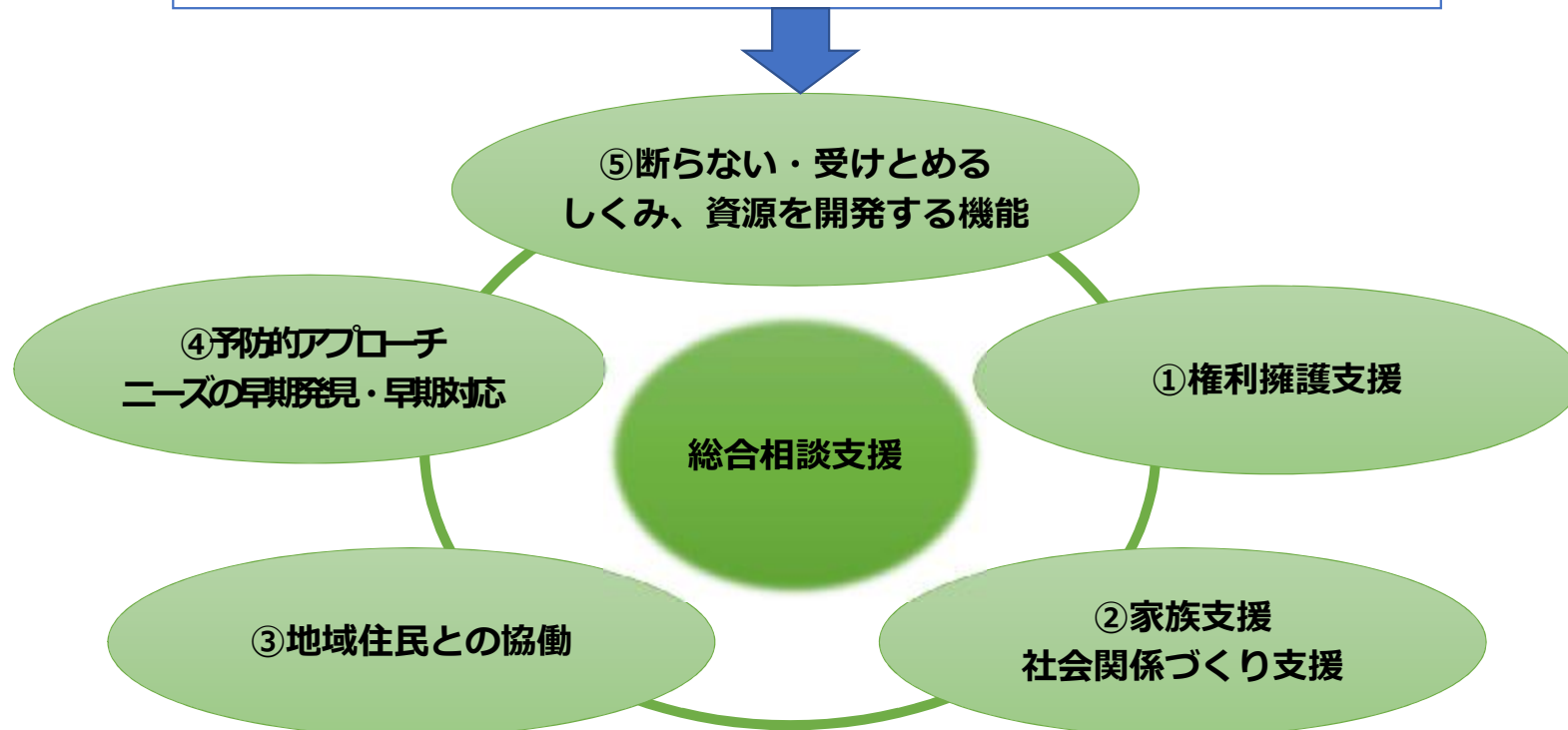
制度や分野の狭間を構造的に把握する



制度の狭間を生み出さない総合相談支援体制における5つの支援：総合相談の評価視点

「制度の狭間のケース」の特徴

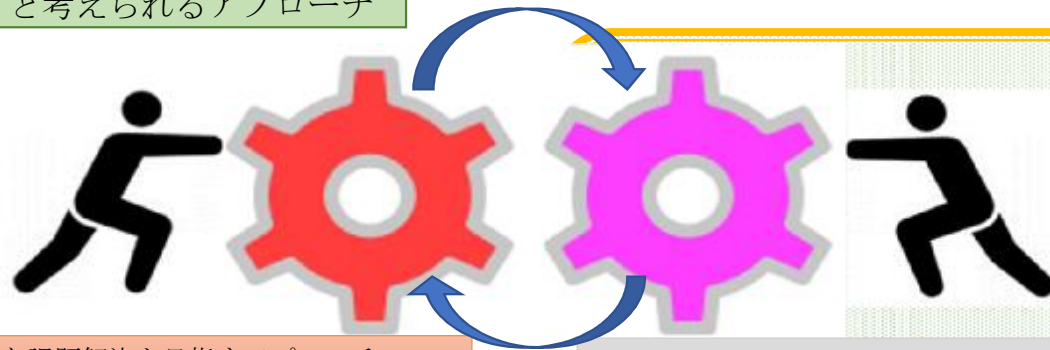
- ① 家族支援をともなう複合多問題ケースとしてキーパーソンが不在であること
- ② その諸要因によって社会から孤立し潜在化していること
- ③ それに対応する制度・サービス、支援システムが不備であること
- ④ それが地域社会の問題として認識されていないこと



(「地域福祉のはじめかた」図1 2 - 1)

もうできているんじゃないか問題とどこまでするか問題(庁内のあるある問題)

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 〇 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- 〇 それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 〇 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 〇 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 〇 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 〇 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

伴走型支援（つながりつづける支援）と社会関係支援＝地域生活支援（チームアプローチ（多機関協働）とソーシャルサポートネットワーク

生活困窮者自立支援相談員

各種相談支援／保健師／ケアマネジャー／教員等

ホームヘルパー等のケアワーカー

当事者組織／ピアカウンセラー

民生委員・児童委員、保護司等

ボランティア・地域活動者

近隣・地域住民（見守り・支え合い活動）

新たな庁内連携会議（垂直から水平へ）

○庁内連携は「ケース対応の協働」「各課が連携する事業の合意」「新たな施策の提言、開発、立案」等の地域ケア会議の機能が求められる。そのため、包括的支援体制としてのセーフティネットシステムの一環として、連携状況を外部に評価される必要がある。以上のように、これまでの垂直型の「庁内連携会議」とは質が違い「ケース検討と企画調整・施策提案」（重層会議）的な機能という実質的なネットワーク・連携が求められていることを認識・確認する（参加メンバーが聞き流しではなく、メンバーの許し合う相互理解と対応の積み重ねのフラットな関係から連携・協働のルールとノウハウを形成する場づくりが求められる）

注）重層会議と庁内連携会議のどのような組み合わせが包括的支援体制の機能を果たせるか検討する

【庁内連携の診断】（段階別 ①→⑤）

- ①連携無し（行政職員の縦割り意識が強い）
- ②福祉部局内の係長クラスのカース調整がされている
（地域福祉部署担当：実務者会議）
- ③福祉部局以外の関連部局も含めた係長クラスのカース調整と
連携のルールづくりがされている（とくに教育、児童分野、地域
福祉部署担当：実務者会議）
- ④②または③に課長クラス的意思決定会議の二重構造になっ
ている（会議の課題を上部に提案するしくみがある）
- ⑤③に生活困窮担当者として社協職員も参加している

まとめ 包括的支援体制形成（重層）の要点

1. 第3の福祉改革という認識（1990、2000）
2. プロセス志向（一挙にできない。変化し続ける体制づくり、その視点での事業評価：形成評価）
3. リノベーション（これまでの蓄積を生かした再設計）
4. チーム形成と協働（分野内包括化から分野横断的包括化へ：どの部署が担当しても、全庁体制の取り組みへ）
5. 事業が途絶えない人事と人材養成（一般事務職、社会福祉士、保健師等）
6. 地域福祉計画でのPDCA評価と重層事業での計画の日常的評価

◆これからの社会福祉の展望

地域福祉計画は地域福祉の理念計画から 実体化計画に変われるか

関西学院大学人間福祉学部教授 藤井博志

◆理念計画から実体化計画へ

地域福祉計画の最も悩ましい点は、この計画が理念計画とみなされる点である。さらに、それに基づいた地域福祉計画に記載されるプログラムの多くが、関連部局による施策と社会福祉協議会事業や住民活動の集合であることである。すなわち、行政による地域福祉施策の核が見当たらない実体的ない計画になりがちである。

この理由として、地域福祉施策は社会福祉事業ではなく、主に社会福祉を目的とする事業であるために、恒常的な特定財源がないことが理由にあげられよう。もちろん、自治体によっては、強力な政策運営と独自財源または各福祉財源の組み合わせによって予算化し、地域福祉計画を実体化した自治体も見られる。しかし、ほとんどは財源の裏づけがない計画として、地域福祉の理念だけを高らかに謳う計画でしかなかったのではないだろうか。

◆社会福祉法第107条改正の意味

さて、この間、市町村地域福祉計画を規定する社会福祉法第107条が二度にわたって改正された。2017（平成29）年の改正では、第1項第1号に福祉が共通して取り組むべき事項が加わった。地域福祉計画による分野別計画をつなぐ基盤となるプログラム策定の要請である。また、第3項によって、PDCAに基づいた計画の進捗管理が規定された。厚生労働省は、これをもって地域福祉計画を他の福祉計画の上位計画とし、策定と実行の努力義務を自治体に要請したのである。

さらに、2020（令和2）年の改正では、第1項第5号によって、同法第106条の3に規定される「包括的な支援体制の整備」を地域福祉計画において施策化することが位置づけられた。

施責任を有する役割が明確化されたのである。

◆地域福祉行政体制への戦略

これまでの計画項目である第107条第1項第3号・第4号の「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」は、自発的社会福祉として民間、地域が主導すべき活動・事業に対しての条件整備事項であった。この法改正で、地域福祉計画の内容に行政が主導する項目が「利用者の利益の保護」以外に加わったと言える。このことで、自治体が直接の実

このように行政責務の強化のための法改正が行われたのであるが、果たしてそれだけで地域福祉計画が実体化するであろうか。先に述べたふたつの規定改正とともに努力義務である。それに対して各分野の福祉計画は、国の義務的経費に裏づけされた資源整備計画がその本質である。それにより、介護保険制度に代表されるように自治体間である程度の共通基盤が形成される。

一方、地域福祉計画における第1項第1号・第5号の規定の本質は、社会福祉を中心とした施策間の連携事業である。また、それは庁内の閉じられた運営を超えて外部の施策評価を受けるべき取り組みでもある。しかしこのことは、これまでの法令遵守がもたらす



藤井 博志
(ふじい・ひろし)

同志社大学文学部社会福祉専攻卒業、同大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士後期課程退学。博士（社会福祉学）、社会福祉士。アクションリサーチ、フィールドワークを通して、現場と実践開発を行う実践研究を方法とする。専門は地域福祉、コミュニティワーク、地域ケアシステムなど。

縦割りの権限行政の最も苦手を取り組みと言えらるであろう。

しかしながら、この規定改正は自治体間の施策の多様化を確実に促進させるはずである。そのこと自体は地域福祉にとって歓迎すべきことである。一方、同時にそれは施策横断化への取り組みの格差をもたらすことが問題である。すなわち、地域福祉計画が各分野別計画の上位計画と位置づけられたものの、庁内連携の実体が形成できない自治体にとっては、地域福祉計画は依然として理念計画のままである。また、小規模自治体においては策定自体の動機が生まれない計画になる恐れがある。

このことに対する地域福祉計画を実体化する戦略として、次の2点の合意が必要である。第1に、地域福祉が福祉行政改革の方法としての施策であるという庁内の合意である。第2に、その改革のための実行力をもつ地域福祉部署の強化を地域福祉計画策定の戦略

として位置づける合意である。

第1の福祉行政改革の合意とは、言うまでもなく、今日の社会・経済・政治状況に対する認識である。それは、福祉行政改革が持続可能な自治体および住民自治形成のための喫緊の課題であるという近未来への想像力と危機感である。また、住民生活に直接対応する自治体としての使命感である。そして、そのキーワードは、福祉的な住民自治と地域福祉からのローカルガバナンスの形成である。

第2は、そのための地域福祉施策をマネジメントできる地域福祉部署の形成である。

前述の第1の戦略は、行政のトップマネジメントである。第2の戦略は、トップの理解とともに、ミドルマネジメントの領域と言える。

◆地域福祉部署運営の特質

地域福祉部署の強化で最も理想的な取り組みは、地域福祉の条例化に基づく審議会などの体制を整備し、上位計画としての地域福祉計画を所轄する福祉部局内の筆頭部署に位置づけることである。しかし、これらの取り組みはハードルが高い。したがって、このような条件整備がなされない場合においても、地域福祉計画の特質を踏まえた部署運営を意識することが重要である。これまでの地域福祉部署は、他の福祉部署の担当する制度から外れた福祉業務を引き受ける部分が大きかったと言える。いわゆる庶務、総務としての業務である。しかし、包括的支援体制の整備や重層的支援体制整備事業は、それらの業務を精査し、地域福祉行政の核となる施策を地域福祉計画において体系化する作業と、自由度の高い進捗管理のマネジメントという新たな質の業務が求められる。

具体的に言えば、第107条第1項

視される。したがって、庁内外を問わず連携・協働の要としての地域福祉部署運営が求められる。

このようなマネジメントは、従来の行政の組織文化としては非常に難しい。しかし、単身化と孤立化、少子高齢化がすすむ社会は、総合的なニーズ対応が求められる。そして、その対応には庁内横断的な連携と地域住民との協働が求められる。それは、今後の自治体運営における最先端の行政改革と職員養成の課題であると言える。

◆地域福祉を持続的に展開させるための計画の進捗管理

地域福祉が形成概念と言われるように、地域福祉計画には法制度運営ではないプロセス指向の進捗管理が求められる。最後に、その持続的な展開のための留意点を述べておきたい。

ひとつは、地域福祉計画のプログラム評価の方法である。よく行われる、

他部署照会による関連事業を列記した総花的なプログラム評価では、実質的な地域福祉計画評価はできない。地域福祉計画の評価の核は、直接の評価が可能な地域福祉部署所轄のプログラムである。次に、他部署所轄のプログラムのうち、地域福祉部署と連携・協働して効果をあげるプログラムである。例えば、障害者差別解消法は障害福祉部署の所管であるが、地域福祉教育として普及する施策効果は高い。

ふたつめには、包括的支援体制整備・重層的支援体制整備事業の進捗管理を、地域福祉計画運営と連動して行うことである。両事業は地域福祉計画の一分野ではなく、リーディングプロジェクトの位置にあたる。また、両事業の形成には中長期的なプロセスを要する。財政部局等からの短期的な成果評価に対して、関連部署との中長期的プロセスの見直しに対する合意形成が必要であろう。すなわち、関連部署と

第1号が求めるのは、各部署が他部署と連携する必要がある横断的業務と、地域との協働が求められる事業の2点を洗い出したうえでプログラム化と言える。さらに、第1項第5号の包括的支援体制に該当する規定では、多機関協働のための庁内連携会議運営（重層的支援会議等）と、地域振興部局や社会福祉協議会等と協働した地域づくりの機能を担うこととなる。双方は地域福祉行政としての核となる事業である。

また、そのマネジメントは、地域社会のニーズの変化に柔軟に対応して地域福祉諸施策を持続的・継続的かつ創造的・開発的にすすめる機能が求められる。そのためには、関連部署、団体のプラットフォームとしての場の形成も求められるであろう。なお、この業務は、政策立案部局によるトップダウンの運営とならないよう、他部署と実質的な連携をすすめていくための協働意識の形成とそのための調整業務が重

の協働チームによるプロセス評価の取り組みが求められる。

3つめには、地域福祉に関する事業は基本的には連携・協働や仕組みといったソフト事業であるために、担当者との異動により中断や後退する可能性が大きいことへの対応である。したがって、人材の継続性への特段の配慮が必要である。また、社会福祉協議会や中間支援機能をもつNPOなどを地域福祉推進のためのパートナーと位置づけることも検討する必要がある。官民協働の地域福祉の特性を活かした継続性のある推進体制の工夫が求められる。

（参考文献）

- ① 中野隆之「地域福祉マネジメント―地域福祉と包括的支援体制」、『民生』2020年
- ② 中野隆之「若生社会における官民協働のあり方―地域福祉の政策化をめけて―」、『上野裕加子編著「実証社会創生」におけるソーシャルワークの位置―地域福祉実践の挑戦―』ミネルヴァ出版、2020年
- ③ 原田正樹、藤井博志、渋谷真由美「地域福祉がバナナスをつくる」全国社会福祉協議会、2020年